

島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 改正要旨

後期高齢者医療保険料率の改定及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

(1) 後期高齢者医療保険料率の改定によるもの

ア 所得割率の変更

改正前：令和2年度及び令和3年度の所得割率は9.55パーセント

改正後：令和4年度及び令和5年度の所得割率は9.35パーセント

イ 被保険者均等割額の変更

改正前：令和2年度及び令和3年度の被保険者均等割額は5万640円

改正後：令和4年度及び令和5年度の被保険者均等割額は5万880円

(2) 政令の一部改正によるもの

ア 保険料の賦課限度額の変更

改正前：64万円

改正後：66万円

3 新旧対照表

改正後	改正前
(所得割率) 第9条 <b>令和4年度及び令和5年度</b> の所得割率は、 <b>9.35パーセント</b> とする。	(所得割率) 第9条 <b>令和2年度及び令和3年度</b> の所得割率は、 <b>9.55パーセント</b> とする。
(被保険者均等割額) 第10条 <b>令和4年度及び令和5年度</b> の被保険者均等割額は、 <b>5万880円</b> とする。	(被保険者均等割額) 第10条 <b>令和2年度及び令和3年度</b> の被保険者均等割額は、 <b>5万640円</b> とする。
(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、 <b>66万円</b> を超えることができない。	(保険料の賦課限度額) 第11条 第5条の賦課額は、 <b>64万円</b> を超えることができない。

4 施行期日

令和4年4月1日